

## 大学附属病院等のガバナンスに関する検討項目案

特定機能病院の大宗をしめる大学附属病院は、他の医療機関に比し、組織として同時に教育・研究・診療という3つのミッションを持ち、複雑なガバナンス構造を有している。そうした中で、国民の生命・健康を預かる医療提供施設として医療の質と安全の確保が全ての前提であるという認識を出発点に、特定機能病院のガバナンス体制や意思決定の在り方、管理者の選任等に係る以下の事項について、どのように考えるか。

## 1 病院としての適切な意思決定を行うための体制

## (1) 開設者等と管理者（病院長）の関係

- ・ 管理者（病院長）が、病院の管理運営に関する業務をつかさどり、病院職員を統率していく職務権限（一定の予算・人事権限を含む）を有することを明確化すること
- ・ 医学部附属病院においては、医学部との権限・運営上の関係を明確化すること
- ・ 管理者（病院長）が大学の理事会、執行役員会等の会議に参画できるようにすることにより、大学としての意思決定がなされる際に、管理者（病院長）の意向が勘案されるようにすること

## (2) 病院内における病院長のガバナンス等

- ・ 管理者（病院長）主宰の下、病院の管理運営に係る事項を審議する場として、病院運営に関する会議を位置付け、審議内容を全職員に共有すること
- ・ 副院長に加え、院長補佐、事務スタッフ等、管理者（病院長）補佐体制を充実・強化すること
- ・ 病院経営を担う事務スタッフ等については、適切な人事・研修による育成を行っていくこと
- ・ 外部有識者を含めた大学の監事、理事会等が病院運営のチェック・監視機能を発揮すること

## 2 管理者（病院長）の資質や選任方法等

- ・ 意向投票の結果をそのまま選考結果とする場合、理事長等のみが選考する場合、いずれにおいても適切な者が選任されないことがあるとの指摘を踏まえ、どのような選任方法であれ、最も病院長にふさわしい者が選考プロセスの透

明性が確保された形で選任されるべきこと

- ・医療安全管理業務の経験に加え、組織マネジメントを実施できる資質・能力等、管理者（病院長）として求められる資質・能力について予め定めておくこと
- ・必要に応じ、外部有識者も含めた選考会議や公募等も活用しつつ、最も上記の資質・能力基準に合致する者を任命権者が実質的に選考し任命すること
- ・管理者（病院長）の選考結果を、その選考理由とともに、遅滞なく公表すること

### 3 その他（コンプライアンスの遵守、情報開示の推進）

- ・コンプライアンスに係る態勢を整備し、法令遵守を徹底すること
- ・上記各項目に係る、大学や病院の内部規程等を公表し、病院運営や管理者（病院長）選考プロセスの透明化を図ること

（ 以上 ）